

鳶尾第一住宅管理組合  
管理規約・協定・細則の棊

# 弔慰に関する細則

## 弔慰に関する細則-75

第1条（総則）	-----75
第2条（定義）	-----75
第3条（目的）	-----75
第4条（弔慰金等）	-----75
第5条（訃報の掲示）	-----75
第6条（申し出）	-----76
第7条（判断）	-----76
第8条（支出科目）	-----76
第9条（細則運用規程）	-----76
第10条（細則外の事項）	-----76
第11条（改廃）	-----76
附則	-----76

## 弔慰に関する細則

制定 平成 20 年 4 月(2008・4)第 32 回通常総会

改定 平成 26 年 4 月(2014・4)第 38 回通常総会

### (総則)

第 1 条 鳶尾第一住宅管理組合（以下「管理組合」という。）管理規約（以下「規約」という。）に定める組合員並びにご家族及び占有者或いは管理組合コンサルタント等の死亡通知への弔慰に関する細則をここに定める。

### (定義)

第 2 条 この細則において、次に掲げる用語の意義は各号に定め、規約に定めた定義及び用語を使用する。

- 一 組合員とは、規約第 3 7 条第 1 項に定める組合員の資格を得た者であって議決権を有する者をいう
- 二 同居配偶者とは、組合員と生活を共にする配偶者をいう
- 三 同居家族とは、組合員の同居家族及び議決権を有しない同居組合員をいう
- 四 弔慰金等とは、弔慰金又は弔慰金相当額の供え物をいう
- 五 組合事業に貢献とは、規約第 2 章に定める組合業務へのボランティア活動及び組合が委託した諮問委員会等への参加協力する行為をいう
- 六 占有者とは、組合員宅を賃借契約により居住する者とその同居家族をいう
- 七 管理組合コンサルタント等とは、規約にいう管理対象物の管理・運営に関する指導・助言等を得るため委託した専門家をいう
- 八 関係者とは、この細則の該当者の親族又は姻族及び同居する者等をいう

### (目的)

第 3 条 理事長は、組合員及びその同居家族並びに管理組合コンサルタント等が死亡したとき、この細則により弔慰金等を送ることができる。

- 2 組合事業に貢献したと理事会が判断した占有者が死亡したとき、弔慰金を送ることができる。

### (弔慰金等)

第 4 条 弔慰金等は、次のとおりとする。

- 一 組合員及び同居配偶者は、1 万円の弔慰金又は同額相当の供え物
- 二 同居家族は、5 千円の弔慰金又は同額相当の供え物
- 三 占有者は、3 千円の弔慰金又は同額相当の供え物
- 四 管理組合コンサルタント等の者へは、第一号を適用する

### (訃報の掲示)

第 5 条 第 3 条に示す事実を知り得たとき理事長は、鳶尾 3 丁目 2 街区自治会（以下「自治会」という。）と連名で速やかに訃報の掲示を行なわなければならない。但し、遺族等関係者の掲示可否判断を尊重しなければならない。

**(申し出)**

第6条 この細則に該当する関係者は、速やかに管理事務所又は理事長に申し出なければならない。

**(判断)**

第7条 第3条第1項の目的を達するための判断は、理事長が行なう。

2 第3条第2項の目的を達するための判断は、理事会が行なう。但し、占有者に対する判断には、自治会会長の助言を要する。

**(支出科目)**

第8条 支出科目は、組合費弔慰金とする。

**(細則運用規程)**

第9条 理事会は、この細則に必要な具体的事項について細則運用規程を定めることができる。

**(細則外の事項)**

第10条 この細則に定めのない事項については、規約等、細則等及び法令の定めるところによる。

2 前項のいずれにもない事項は、総会の決議（規約第61条第2項の過半数決議）により決する。

**(改廃)**

第11条 この細則の変更又は廃止は、総会の決議（規約第61条第2項の過半数決議）により決する。但し、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければすることができない。

## 附則

附則（平成20年4月(2008-4)第32回通常総会、制定）

**(施行期日)**

第1条 この細則は、平成20年4月21日から施行する。

附則（平成26年4月(2014-4)第38回通常総会、改正）

**(細則名称等の変更)**

第1条 平成20年4月(2008-4)第32回通常総会において制定した「弔意及び見舞いに関する細則」とした細則名を平成26年4月(2014-4)第38回通常総会において「弔慰に関する細則」と改称した。

**(弔意及び見舞いに関する細則の効力)**

第2条 弔意及び見舞いに関する細則によりこの細則の施行期日までに生じた効力は、この細則においても及ぶものとする。

**(施行期日)**

第3条 この細則は、平成26年6月1日から施行する。